

令和4年度 第9回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年12月12日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和4年12月12日	午後1時30分	会長	杉下 和治	
	閉会	令和4年12月12日	午後2時10分	会長	杉下 和治	
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	官原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	縦木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	官原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	16番 中村 好文		17番 谷川 新二			
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之		参事 椎葉 尚宏			
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第5 報告第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第9 議案第4号 農地利用集積計画(第12回)の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼、着席ください。ただいまから、令和4年度第9回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。皆さんも、読まれたと思いますけれども、農業委員会の広報誌がすばらしいものが出来ました。町の議員さんからも、お褒めの言葉をいただいて、議会だよりももうちょっと充実したものをつくらなければということで、大変褒めていただきました。また、県の農業会議のほうから、農業委員会だよりを、全国農業会議のコンクールのほうに出してほしいということで、出しております。結果はまだ分かりませんが、いいところに行くんじゃないかなと期待しております。よろしく願います。本日は、全員出席ですので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、16番、中村好文委員。17番、谷川新二委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい。それでは、報告いたします。資料は、2ページから3ページを御覧下さい。今回は10件の合意解約となっております。解約理由について、103番から104番は、所有権移転のため、105番から107番は、農地中間管理事業貸付けのため、108番から111番は、第三者貸付けのため、112番は、契約内容変更のためとなっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい。資料は、4ページを御覧下さい。今回は2件の届出が提出されております。資料につきましては、5ページから6ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。両件とも、令和4年10月1日現在となっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、資料は7ページから9ページを御覧下さい。7ページの51番から最後9ページの56番は、全て、令和4年11月8日に県公告された新規の農地中間管理事業による貸借設定となります。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、報告第4号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、10ページから12ページを御覧下さい。今回は、11月に実施した農地パトロールにより、50筆の農地を非農地と判断しております。非農地化対象農地の筆数と面積は、地区名、農地の種類での順で読み上げます。上地区、田9筆、5,497平米。畑6筆、3,635平米。免田地区、田5筆、2,811平米、畑0筆。岡原地区、田2筆、1,359平米。畑2筆、804平米。須恵地区、田4筆、4,282平米。畑13筆、1万3,124平米。深田地区、田4筆、2,799平米、畑5筆、3,129平米、あさぎり町全体で言いますと、田24筆、1万6,748平米。畑26筆、2万692平米となります。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第4号を終わります。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は13ページからになります。今回は4件の審議をお願いいたします。

申請番号18番ですが、資料は14ページから23ページになります。譲渡人は、町外の相続財産管理人。譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地としましては、3筆で、地目は、台帳・現況ともに田、面積は合計5,437平米となっております。移転する契約としては、総額30万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に水稻を作付される予定です。

次に、申請番号19番が、資料は24ページから32ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、6筆で、地目は台帳、現況とも田が、5筆、畑が1筆です。面積は合計6,886平米となっております。移転する契約としては、反当たり40万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に、米やサツマイモを栽培される予定です。

次に、申請番号20番ですが、資料は33ページから40ページになります。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、1筆で、地目は台帳、現況とも田です。面積は1,082平米となっております。移転する契約としましては、反当たり40万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地にサツマイモを栽培される予定です。

次に、申請番号21番ですが、資料は41ページから48ページになります。譲渡人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地としましては、2筆で、地目は台帳・現況とも、田が1筆、畑が1筆です。面積は合計1,312平米となっております。移転する契約としては、総額50万円の売買による所有権移転です。譲受人は、申請地に、米と野菜を栽培される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひいたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号18番の案件について、1番委員の廣瀬委員より、申請番号19番と20番の案件について、8番委員の土屋委員より、申請番号21番の案件について、14番委員の宮原範行委員より報告をお願いします。

○1番委員（廣瀬 孝喜君） 1番廣瀬です。農地法3条の規定による許可申請を行います。午前中に1班の方、現地調査をいたしました。譲受人は、あさぎり町の方で、譲渡の方は、相続財産管財人の方になります。ページは、14ページから23ページです。現地圃場は21ページに載っています。免田地区の下乙地区になります。場所は、味岡生コンプラント、リースのちょうど裏側あたりになります。1番がです。ね、そして2番が、それから500メートルぐらい、300か。300メートル行った所の左側になりますかね、水無川の反対側のほうになります。もう1枚は、それから500メートル上に上がった百太郎沿いの300メートルの所にあります。何か問題はないと思いますが、審議方よろしくお願ひいたします。現在は、麦とハウレンソウが作られていました。よろしくお願ひいたします。報告終わります。

○8番委員（土屋 正則君） 8番委員の土屋です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号19番と20番、これはこっちがもう一緒の所にありますから、一緒に、午前中、現地調査の結果を報告いたします。資料は24ページから40ページになります。31ページと、39ページの地図を御覧下さい。場所は、西別府地区で、鐘ヶ丘ホームから西へ200メートル、清水保育園から北へ300メートルの所にあります。19番の譲渡人、譲受人は、共に町内の個人、20番の譲渡人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。譲渡人同士は親戚関係になります。申請地には、米やサツマイモを栽培される予定だそうです。何ら問題ないと思います。皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○14番委員（宮原 範行君） 14番委員の宮原です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号21番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は、41ページから48ページになります。47ページを御覧下さい。場所は、深田西、古草城地区、県道人吉水上線の古町橋との交差点から北へ200メートルの所にあります。譲渡人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。申請地は、田が1,175平米。畑が137平米、今後、米と野菜を栽培される予定だそうです。今までも耕作されていますので、特に問題ないと思いますので、皆様方の御審議のほどよろしくお願ひいたします。終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号18番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号19番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号19番の案件について採決し

ます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号19番の案件については、原案のとおり決定しました。続きまして、申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号20番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に申請番号21番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号21番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号21番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第7、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) はい。農地法第4条の許可申請について説明をいたします。資料は49ページからになります。今回2件の審議をお願いいたします。

申請番号2番ですが、資料は、50ページから59ページになります。申請人は、町内の個人の方です。今回は、3年前に、営農型太陽光発電設備の許可を受け、3年更新となった一時転用の許可申請です。転用する土地としましては、1筆で地目は、台帳・現況共に田、転用面積が659平米のうち、支柱部分、0.9平米となっております。55ページから、営農計画書、資金計画書、自己資金の通帳の写しなどを掲載しています。なお、資金計画書の金額及び通帳の写しは、本計画を断念した場合の施設の撤去費用を、捻出する資金力があるかを証明するものです。作物としては、カミサカキを植えられており、現在、6年目になります。出荷を計画していましたが、令和2年の7月豪雨災害と、令和4年9月の台風14号の被害等で農地が浸水したため、数本が枯れたりしております。現在も出荷出来ない状況です。今後も計画的に管理をされ、育成中ですので、一時転用としては、3年間の更新許可相当と判断しました。

次に、申請番号3番ですが、資料は60ページから66ページになります。申請人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては、1筆で、地目は台帳、現況共に畑で、転用面積が3,005平米のうち、720平米となっております。転用目的は、牛舎と運動場です。63ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用区域内ですが、農業用施設用地として用途変更等を済ませてあります。65ページに事業計画書と、先月お話ししたとおり、既に建設をされていたため、66ページの始末書を提出しています。排水対策や環境対策等も十分な対応を行い、周囲への影響がないように配慮していて、周辺農地への

影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号2番の案件について、5番委員の樫木委員より、申請番号3番の案件について、8番委員の土屋委員より報告をお願いします。

○5番委員（樫木 徹郎君） はい。5番の樫木です。午前中に現地を見させていただきました。農地法第4条の許可申請、申請番号2番ですけれども、説明したいと思います。資料は、50ページから59ページになります。52ページの地図を御覧下さい。南稜高校神殿原農場がございますけれども、それから北へ向かって、1.5キロぐらいの所がございます。申請面積が659のうちの0.9ということですが、太陽光、営農型ですね、太陽光発電ちゅう感じで、田んぼに設置してございまして、その下ですね、カミサカキを植えてございました。先ほど、事務局のほうから説明がございましたように、田んぼの上ですね、百太郎溝が通っておりまして、前の2年の豪雨のとき、そして今回の台風ということで、土手をですね、水が越えて、田んぼといたしますか、発電の、そこにまで流れ込んでですね。カミサカキが枯れたというようなことで、今回見させてもらったときにはまだ新植したばかりのようなカミサカキでございました。その中のですね、659のうちの施設のですね、杭の部分だけの一時転用というようなことでございますので、何ら問題はないかと思えます。御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○8番委員（土屋 正則君） 8番委員の土屋です。農地法第4条の規定による許可申請、申請番号3番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は、60ページから66ページになります。63ページを御覧下さい。場所は、上西、清水地区、県道錦湯前線の上村テックから南西に400メートル、町営、榎田団地から北へ約300メートルの所にあります。事務局の説明のとおり、現在、牛舎と運動場として使用されておりまして、66ページの始末書も出ております。寛大なる処置をお願いいたします。皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につい

てを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は67ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。

申請番号18番ですが、資料は68ページから77ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は、町内の法人の方で、転用する土地としては1筆で、台帳は畑、現況は畑、転用面積は1,200平米となって、移転する内容としましては、1年間の使用貸借となっています。転用の目的は資材置場です。71ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明がありますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域除外地で、あさぎり町役場とあさぎり駅から共に300メートル以内にある第三種農地で、資材置場への転用は可能です。73ページから、事業計画書、残高証明書、土地改良区の意見書、土地利用貸借の契約書を掲載しています。県農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号19番ですが、資料は78ページから87ページになります。譲渡人と譲受人は共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、1筆で、台帳・現況共に畑、転用面積は1,562平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で、総額25万円となっています。転用の目的は、貯木場です。80ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明がありますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、代替地も検討され、貯木場への転用は可能です。85ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号18番の案件について、1番委員の廣瀬委員より、申請番号19番の案件について、3番委員の田崎委員より報告をお願いします。

○**1番委員（廣瀬 孝喜君）** はい、1番、廣瀬です。議案第3号、農地法第5条規定による許可申請についてお話しします。午前中に1班の方と、現地調査を報告します。譲受人は、法人の方で、譲渡の方は、あさぎり町個人の方です。資料は、68ページから77ページになります。現地圃場は70ページと71ページを御覧下さい。あさぎり町役場から南へ250メートル先にあります圃場で、現在、果実の梨が植えられていたと思われます。問題ないと思いますが、審議方、よろしくをお願いします。説明終わります。

○**3番委員（田崎 洋一郎君）** 3番田崎です。それでは申請番号19番の案件について、現地調査の報告をします。ページは、78から87ページです。80、81ページを御覧下さい。現地は、深田地区の明廿橋信号交差点から、県道小枝深水線を相良方面に約1キロ程度の所にあります。第2種農地であり、作物は作ってありませんでしたが、管理はされている状態でした。周囲は、山林や太陽光発電施設、また金属加工の工場がある所で、貯木場としての転用には何ら問題はないと思います。以上報告します。審議方よろしくをお願いします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号18番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号19番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号19番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって申請番号19番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第9 議案第4号 農地利用集積計画（第12回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画（第12回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい。それでは説明いたします。資料は89ページから御覧ください。81ページ上段の444番から、100ページ下段の486番までは、期間満了に伴う貸貸借権の再設定です。111ページ上段の487番から、115ページ上段の491③番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。115ページ下段の492番から、128ページ上段の517番は、新規の貸貸借権の設定です。128ページ下段の518番は、新規の使用貸借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。129ページを御覧ください。今回の申請は5件です。66番から67番は、公社が借入れをするものです。68番から70番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格につきましては、全て10アール当たりの価格になります。66番の買入れ価格、70万円。67番の買入れ価格、29万2,655円。68番の売渡し価格、71万7,500円。69番の売渡し価格、30万7,500円。70番の売渡し価格、51万2,500円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。130ページから138ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積、計画総括表を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、農用地利用集積計画（第12回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。はい。3番、田崎委員。

○3番委員（田崎 洋一郎君） 3番田崎です。利用権設定の89ページからあるんですが、前もちょっとお話したと思いますが、150キロの現金っていうのは、何をもとにした金額なのかちょっと教えていただけますか。150キロの現金っていうのは、何をもとにした金額を充ててあるのかちょっと。前から気になったもので。普通のところなら分かるんですが、150キロの現金っていうのは何をもとにした。例えば保有米価格とか、農協の概算金とか、それは、何かをもとにせんと、農協の場合、例えばいいですか。

○23番委員（井手 久美子君） 違いはつけ間違いだと思うんですが、多分、口座振り込みになってたはずなんですけど、いや口座でも現金でも150キロ、何をもとにした150キロっていうのは、二俵半ですよね。逆に、二俵半は計算した価格、個人で決めた金額じゃなくて、農協の概算金の計算でされると思います。毎年変わりますっていうふう聞いています。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） ありがとうございます。今、井手委員さんがおっしゃったとおり、何をもとにした根拠というのは農協さんのほうで、毎年、米の価格を30キロ、60キロですかね、変動のやつがありますので、そちらを元に、金額を計算されるというところで聞いております。ちょっと

この現金か口座かは、また確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○3番委員（田崎 洋一郎君） そうした場合に、いずれ公社が入って契約する場合は、このやり方では何か難しくなるという話ですよ。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい、農地中間の場合はですね、出来たら金額でお願いしたいと。で、米の相場でいくと毎年毎年変わるので、その度に変更の届出を出さないといけないということになってるみたいです。後ほど、中間の説明を全協のほうでしますので、そちらで詳しくはまたお聞きいただければと思いますけども、よろしいでしょうか。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。他にありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積計画（第12回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 16番 中村 好文

あさぎり町農業委員会 署名委員 17番 谷川 新二